

## 「地域生活支援拠点等について」

### 1 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等とは、障害者及び障害児の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

の5つを柱としています。

### 「地域生活支援拠点等の機能」

#### (1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

#### (2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

#### (3) 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたり、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場等を提供する機能

#### (4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

#### (5) 地域の体制づくり

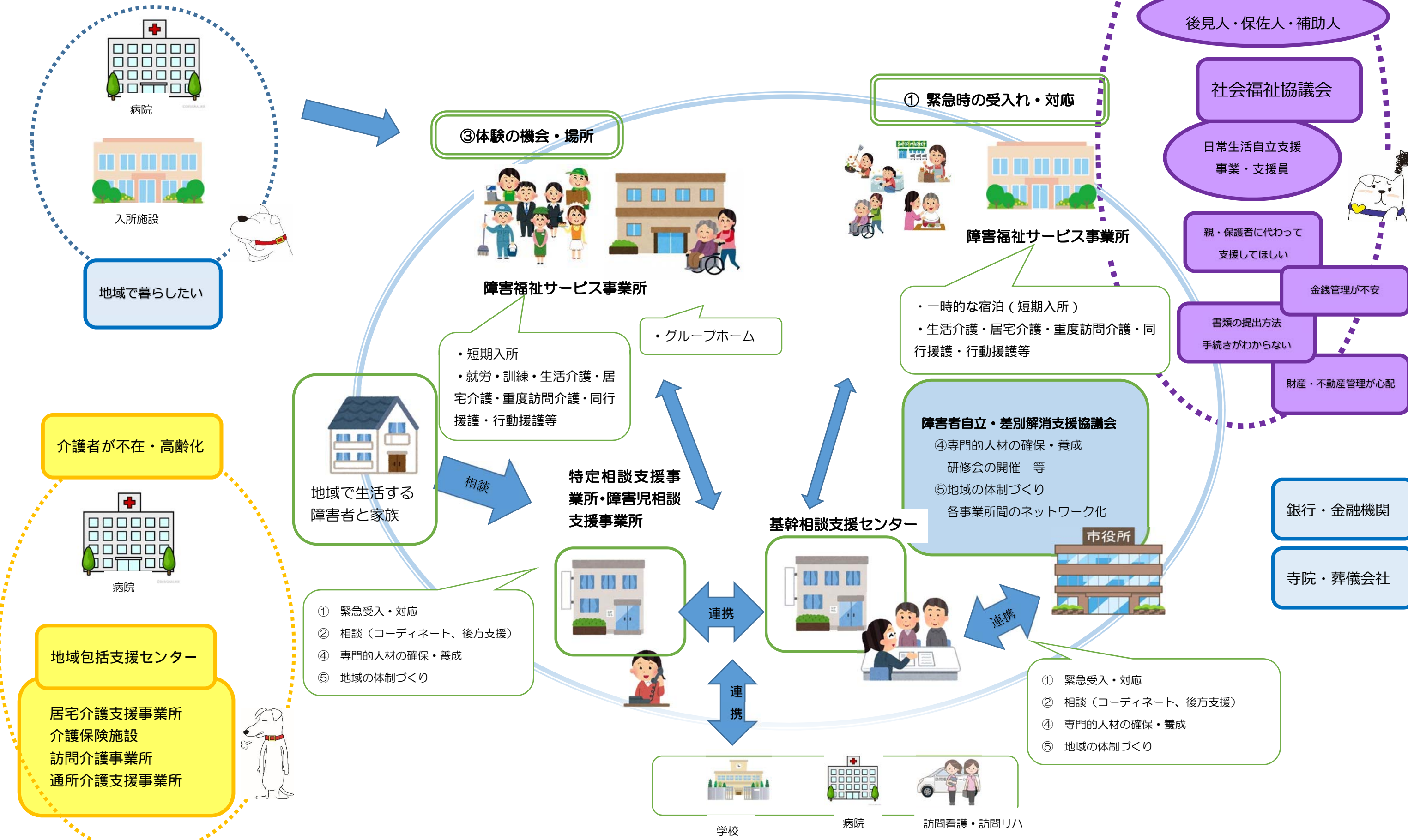
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### «大館市における地域生活支援拠点等の整備»

地域生活支援拠点等の整備の方法は、上記5つ機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の「面的整備型」の2通りの方法があります。

当市では地域の実情を踏まえ、「多機能拠点整備型」及び「面的整備型」の複合型の体制整備を行います。 ※大館市イメージ図参照

大館市地域生活支援拠点イメージ図（多機能拠点整備型＋面的整備型）の複合形式



「地域生活支援拠点等の機能を担う主な事業所」

地域生活支援拠点等の5つの各機能を担うと想定される事業所は次のとおりです。

令和6年度は(1)(2)(5)を重点的に進めます

拠点等の機能	想定される事業所	備考(要件等)
(1) 相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> </ul>	<p>相談支援事業所単独での対応が困難であっても、基幹相談支援センターや他相談支援事業所の連携、役割分担により、常時の連絡体制の確保に努めている場合、機能を担っていると認める。</p> <p>適宜、事業所間での情報共有、協議会等への報告や検討を行うこと</p>
(2) 緊急時の受け入れ・対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> <li>・ 短期入所事業所</li> <li>・ 訪問系サービス事業所</li> </ul>	<p>相談支援事業所の場合、基幹相談支援センターや短期入所事業所、サービス事業所等との連携により、緊急の受入体制の確保に努めている場合、機能を担っていると認める。</p>
(3) 体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画相談支援事業所</li> <li>・ 障害児相談支援事業所</li> <li>・ 地域移行支援事業所</li> <li>・ 施設入所支援事業所</li> <li>・ グループホーム</li> <li>・ 短期入所事業所</li> <li>・ 日中活動系サービス事業所</li> </ul>	<p>地域移行支援・地域定着支援と連携した体験の機会や場がある場合に機能を担っていると認める</p>
(4) 専門的人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての事業所</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	<p>専門性の向上等のための研修会の実施、検討会等を実施している場合に機能を担っていると認める。</p>
(5) 地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての事業所</li> <li>・ 基幹相談支援センター</li> </ul>	<p>大館市障害者自立・差別解消支援協議会等の各部会、検討会等に適宜参加することにより、機能を担っていると認める。</p>

## 《登録申請について》

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等は、次の手順で市へ登録申請を行い、地域生活支援拠点等事業所として市に登録されることにより、所定の加算を算定することができます。

(1) 事業所において、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定する（5つの機能のうち該当するもの。複数可。）

(2) 次の申請書類等を大館市役所 福祉課障害福祉係へ提出する。

① (様式第1号) 地域生活支援拠点等事業所登録申請書

② 指定内容変更届

③ 給付費等算定に係る体制等に関する届出書

※給付費等の算定に係る体制状況一覧表も含む

④変更後の運営規程

※②及び③について、指定権者が秋田県の事業所は、秋田県健康福祉部障害福祉課へ提出のものの写しを添付してください。

※地域生活支援拠点等事業所として登録された事業所は、市のホームページ等で公表します。

## 届出により算定が可能となる加算

### (1) 特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所が対象の加算

#### ①地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定

(短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度に算定)

#### ②地域体制強化共同支援加算 2,000単位/回(月1回を限度)

地域生活支援拠点等である相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

### (2) 地域移行支援事業所が対象の加算

#### ①体験利用加算

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

・6日目から15日目まで 250単位/日+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

#### ②体験宿泊加算(I)

一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 300単位/日+50単位/日(地域生活支援拠点等の場合)

※ 体験型宿泊加算（Ⅱ）と合計して15日以内に限り算定

### ③体験宿泊加算（Ⅱ）

夜間及び深夜の時間を通じて必要な見守り等の支援を行い、一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合 700単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

※ 体験型宿泊加算（Ⅰ）と合計して15日以内に限り算定

(3) 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）が対象の加算

#### ①体験利用支援加算

障害福祉サービス事業の体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定

・初日から5日目まで 500単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

・6日目から15日目まで 250単位/日 + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

(4) 施設入所支援事業所が対象の加算

#### ①体験宿泊支援加算

120単位/日 地域移行支援における体験宿泊を支援した場合に算定

(5) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援事業所が対象の加算

①緊急時対応加算の上乗せ + 50単位/回（地域生活支援拠点等の場合）

緊急時対応加算を算定した場合に上乗せ

(6) 自立生活援助、地域定着支援事業所が対象の加算

①緊急時支援加算（Ⅰ） 緊急時支援費（Ⅰ）の上乗せ + 50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

自立生活援助における緊急時支援加算（Ⅰ）又は地位定着支援における緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に上乗せ

(7) 短期入所、重度障害者等包括支援事業所が対象の加算

①**短期入所を行った場合の加算** + 100単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

緊急時の受入れに限らず、短期入所のサービス利用の開始日に加算

※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む



## 《加算に関する記録について》

(1) から (7) 掲げる加算の算定にあたっては、それぞれ厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされています。

次の加算に関する記録については様式例を別添のとおりお示しますので、ご活用ください。

(1) ②地域体制強化共同支援加算 → (様式例) 地域体制強化共同支援 記録書

(2) ①、(3) ①体験利用支援加算 → (様式例) 体験利用支援記録書

## 《参考資料》

拠点等事業を利用する場合の、報告様式例をお示します。

・(様式例) 地域生活支援拠点等利用報告書 (相談・調整機関 ⇒ 市福祉課へ)